

# ハイ！消費生活相談員です



ネット通販では「最終確認画面」をよく確認しましょう(2025年7月号)



SNS上の「定期縛りなし」「いつでも解約OK」などの表示に惑わされないで!

## 【事例1】

お試しのつもりでダイエットサプリを購入したが、定期購入になっていた。

## 【事例2】

代引き配達で受け取った品を返品したいが、送料の他に手数料が掛かることが分かった。

## 【アドバイス】

注意を引くメッセージだけ見るのではなく、注文する前に、販売サイトに関する情報(※1 特定商取引法に基づく表記)や、※2 最終確認画面の表示をよく確認するようにしましょう。広告の内容や最終確認画面などは、スクリーンショットで保存しておきましょう。

(参考資料：月刊情報誌「国民生活」2024年11月号

「SNS上の疑わしい情報に惑わされないための心理学」、国民生活センター2024年3月12日公表【10代、20代も注意!】お試しネット通販トラブルより)

※1 事業者が商品やサービスを販売する際に、消費者に対して開示しなければならない情報を、分かりやすくまとめたもの。

※2 インターネット通販で、申し込みの最終確定ボタンをクリックする前に、契約の内容の確認や訂正ができる画面のこと

消費生活に関するご相談は  
草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)